

風水害の 時期に 備え

甲賀市防災会議開催

6月28日(水)、希望ヶ丘防災
コミュニティセンターで、
『平成18年度甲賀市防災会議』
が開催されました。



今回の防災会議では、昨年策定した、水防計画の一部見直しと、市内の土砂災害危険箇所や浸水想定区域、今後の洪水ハザードマップの作成について報告されました。
防災会議は、国や県、警察、消防などの防災機関やライフライン事業者、情報機関等の代表の方が委員となっており、市内の防災に関する事項を検討する機関です。

今後、出水期を迎えることから、市内では水防体制を一層強化します。皆さんの家庭でも風水害対策等を再度、点検確認しておいてください。
また、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの対応も大変重要です。地域においても再度、連絡体制や避難場所等の確認をしておいてください。

洪水ハザードマップ

破堤・はん濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく知らせることににより人的被害を防ぐことを主な目的とするもの。

- 排水路の清掃や用水路等の管理体制を十分にしてください。
- 土砂災害や浸水の恐れがある地域では、台風等の場合、気象情報に十分注意してください。
- 裏山状況等に異変を感じたら最寄りの支所又は市役所に連絡ください。
- 事前に近くの避難所を地域の方と確認しておいてください。

問い合わせ

総務課総合防災係

☎ 65-0665

FAX 63-4554

老人保健を 利用されている方へ

～医療機関での支払い負担が軽くなります～

老人保健で医療を受けられたときに窓口で支払う費用(一部負担金)の負担区分(1割または2割)は、新たに平成18年8月1日から見直すことになっています。

この見直しにより2割と判定された方で、同じ世帯におられる70歳以上の方の平成17年中の収入の合計額が一定基準に満たない場合には、申請されますと1割負担になります。

【一定基準】

- (ア) 同じ世帯で他に70歳以上の高齢者の方がおられる場合…520万円
- (イ) 同じ世帯で他に70歳以上の高齢者の方がおられない場合…383万円

(注意) (ア) (イ)とも65歳以上で老人医療の障がい認定を受けておられる方を含みます。

●申請に必要な物

世帯におられる70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障がい認定を受けておられる方を含む)の平成17年中の収入額が確認できる書類

●申請場所

各支所 総合窓口課

また、右の一定基準を超えて2割負担となる方でも、自己負担限度額(医療機関等でお支払いいただく費用の1か月当たりの最高限度額)が1割負担の方と同じ基準が適用される場合があります。詳しくは左記までお問い合わせください。



問い合わせ

保険年金課 老保医療係

☎ 65-0689

FAX 63-4582